平成28年度第2回理事会議事概要

日 時 : 平成28年5月20日(金)16:00~16:40

場 所 : 森林総合研究所特別会議室

出席者 : 理事長 沢田 治雄

理事(企画・総務・森林保険担当) 桂川 裕樹

理事(研究担当) 田中 浩

理事(森林業務担当) 奥田 辰幸

理事(法令遵守担当) 三木 眞

監事 鈴木 直子

監事 平川 泰彦

総括審議役 上野 司郎

総括審議役 大貫 肇

総括審議役 國井 聡

企画部長 高橋 正通

総務部長 松本 寛喜

1. 開会

2. 議事

(上野総括審議役)

ただいまより、平成28年度第2回理事会を開催いたします。本日は報告事項が6件となっております。順次説明をお願いいたします。

(1) 森林法成立について

(上野総括審議役)

森林法等の一部を改正する法律案の可決成立についてご説明いたします。本法案は森林法等5法案一括法案でございまして、当所に関しましては国立研究開発法人森林総合研究所の改正法案が該当いたします。法案審議の経過につきましては、4月28日に衆議院を通過、5月13日に参議院本会議で可決成立ということでございます。

平成29年4月1日から施行という運びでございますので、同日から法人の名称が新しくなりますとともに、業務内容の追加等がなされることとなります。今後、平成29年度への円滑な移行に向けて、検討を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(2) 科学技術大臣会合について

(企画部長)

G7伊勢志摩サミットに合わせて茨城つくば科学技術大臣会合がつくばで開催されました。5月15日には大臣会合開催記念シンポジウムが13時30分より開催され、当所からは田中理事、平田研究ディレクターが出席されました。また夕方18時からは大臣歓迎レセプションが開催され、招待を受けました理事長が出席されました。

会議に合わせて科学技術に関する展示ブースが設けられ、当所からも、「宇宙から熱帯林を観察する」、「地上に存在する最大量の芳香族化合物であるリグニンを原料とする世界初のリグニン産業の創出に向けて」、「地域材からのセルロースナノファイバー製造技術の開発」の3ブースを出展いたしましてご説明したところでございます。

また、リグニンの利用に関しましては、外務省からの要請に基づき農林水産省の推薦を受けまして、伊勢志摩サミットでも紹介されるということで5月24日から6月3日まで現地において展示されます。

(理事長)

私が出席したのは歓迎レセプションであります。出席者の皆さんにおいては、つくば がこれだけまとまっている科学技術の街だということにかなり驚いておられました。

(田中理事)

私はシンポジウムに出席いたしました。大変良いシンポジウムでした。また私どもの 展示ブースには島尻大臣やアメリカの一行、茨城県知事、つくば市長など多くの方に立 ち寄っていただきお話をすることができ大変良い機会を得ることができました。

(3)研究成果について

(理事長)

研究成果の「ブラジル・アマゾンの森林炭素を測る」について、これはSATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)という5年間のプロジェクトの成果です。ブラジルと共同で3ヶ月間くらいアマゾンの森林に入って地上データを数千点集め、その地上データと衛星データをリンクさせてアマゾン全体の木の高さのマップを作成しまして、それからアマゾン全体のバイオマスの炭素量を推定するプロジェクトでございます。

(田中理事)

研究成果の「SIPリグニンについて」について、当所がリーダーとなりコンソーシアムを組んで木材からリグニンを抽出し、改質リグニンといいますが非常に扱いやすいリグニンを開発したものです。この材料を各企業に使っていただいてこれまでにない新素材として使えるような形の展開を図っているということです。廃棄するだけだったリグニンを非常に環境負荷の少ない方法で作ることができて、小規模で山村でも製造できるということで山村振興にもつなげられるものですから色々な方向に展開でき林業活性化の未来が開けるものと思っております。

(企画部長)

研究成果「環境にやさしいセルロースナノファイバー製造技術」についてです。セルロースについては、最近関心が高まっており、森林総研以外のグループも研究を行こなっております。当所の研究は、酵素を使って低エネルギーで使っていこうということが特長となっております。この素材については各企業に配布して用途の開発をお願いしているところでございます。

(4) 「監査計画書」について

(平川監事)

5月13日付けで理事長に提出いたしました平成28年度監事監査計画書でございます。今回は、非常にシンプルな形式になっております。昨年までのものと大きく様式が異なっております。平成25年の独法改革の基本的な指針、それを受けて監事監査指針を見直すようにということで平成26年12月に行政管理局の方から指導がございました。監事連絡会等で検討しまして、監事監査指針、それから報告書の様式、形式というものがある程度固まったものが出されております。

当所は研究、保険、水源林と業務内容も異になりますので、監査の内容は別なんですけれども、報告書の監査の項目、形式につきましては、これらの指導にあわせて整えるほうが良いだろうということでこのような形になりました。

(5) 平成28年度整備局長及び水源林整備事務所長合同会議の開催について

(奥田理事)

整備センターにおきましては、5月12日、13日に本年度の第1回目の整備局長及 び水源林整備事務所長合同会議を開催いたしました。

本部から今回の森林法等の一部改正等について説明を行ったところでございます。そのほか本年度の事業の進め方について意見交換を行いました。また整備局の方からは本年度の事業の予定量あるいは重点取り組み事項、さらには森林・林業に関する地域情勢といったようなことについて報告を受けたところでございます。

特に重点取り組み事項の中で、研究機関との連携という項目を設けておりまして、昨年に引き続き各関係機関としっかり連携を取ってシナジー効果を発現するように、また橋渡しに役立つように、各局ともそれぞれ地域特性に応じた項目を考えておりますので今年度もよろしくお願いしたいと思います。

(6) 平成28年度熊本地震の被害に伴う森林保険業務の対応について (大貫総括審議役)

今回の熊本地震が災害救助法の適用になったということを受けまして、森林保険業務について対応を通知してございます。具体的には、保険の更新時期が来ているが地震のために更新ができなかったということが起こりうるということへの対応でございます。地震のため更新がされなかった、あるいは申請を受け付ける県森連の方も被害がありまして手続きが滞っております。そのような点を踏まえ10月30日まで猶予期間を設けまして、それまでに申し出ていただければ継続したというふうに見做しますということでございます。地震で手続きがなく無保険状態になっていてしまって火災とか被害にみまわれてしまったとすると森林保険の適用にならないということになってしまいますので、申し出をいただければ手続きを行い継続したとみなして保険金支払いをいたしますということでございます。

これは、東日本大震災の時にも同じような対応を取っております。今回もこれに基づいた対応を取るということで既に通知を行っております。

(上野総括審議役)

本日の報告事項は以上でございます。

これで平成28年度第2回理事会を終了いたします。

次回の平成28年度第3回理事会は6月10日(金)に開催予定です。

3. 閉会